

「芦屋市環境計画」の推進を図ります

本市では昨年「芦屋市環境計画」を策定いたしました。この計画で目指しています「人と環境とのすやかな関わりを誇る都市・あしやエコ・ライフ・ミュージアム」を実現していくためには、市民・事業者・行政が自らの責務を自覚しながら、相互に連携して環境づくりに取り組むことが必要です。

総合的、計画的な推進を図るため「環境計画総合調整会議」を設置しました。さらに、市民・事業者・行政で構成する「環境づくり推進会議」を設置し、環境づくりの情報交換や提案の場とします。

また、よりよい環境をつくるべく活動に取り組むにあたって、これまで行政や市民が一緒になって取り組んできました。さまざまな活動を引き続き支援し、さらに充実してまいります。

「あまごの放流」に参加しませんか？

自然環境の保全の一つとして、川とそこに棲む生きものを守り、多様



な自然を残していくには、川と親しむことが重要ですが、芦屋川については「芦屋川に魚を増やそう会」が行政と一緒に、この活動に取り組んでいます。昭和五十五年から毎年五月に、子供達と共に「あまごの放流」を行ってまいります。あまごは緑の多い、山から流れるきれいな水の川に棲む魚ですので、稚魚を放流することによって、水質汚染のチェックにもなります。近年では、ホタルやカジカガエルが棲む川になりました。

今年「あまごの放流」にはぜひお子様と一緒に参加して、自然に親しんでください。

◆日時 五月十九日(日)

午前十一時集合(午後二時頃)

(雨天決行)

◆集合場所 芦有ゲート下の奥山堰堤(駐車場がありませんのでバスでおいでください)

◆用意するもの ながぐつ、昼食、タオル

◆申込み等

事前の準備の都合がありますので、五月十五日までに

環境管理課へ

問い合わせは
環境管理課
38-2051

ごみ減量化・再資源化推進宣言店

兵庫県下で統一して、「ごみ減量化・再資源化推進宣言店」運動に取り組んでいます。

これは、次の推進事項に取り組み、ごみの減量化・再資源化を図ろうとする店舗や事業所等を「ごみ減量化・再資源化推進宣言店」に指定することにより、行政・市民・事業者が一体となって、ごみ減量化・再資源化に取り組もうとするものです。

推進事項

- ①資源物(牛乳パック、空き缶、トレイなど)の回収推進
- ②簡易包装の推進
- ③使い捨て容器、製品の使用削減
- ④買い物袋の再利用促進
- ⑤再生製品の使用と販売
- ⑥店舗、事業所等で発生する紙類、ビン類などのリサイクルの推進
- ⑦広告、チラシ、事務用紙などへの再生紙使用促進と使用量の抑制
- ⑧市民へのごみ減量化・再資源化の呼びかけ
- ⑨従業員へのごみ減量化・再資源化教育の推進
- ⑩地域のカレジセルなどの場の提供

⑪その他、各店舗、事業所等の創意工夫によるごみ減量化・再資源化の推進

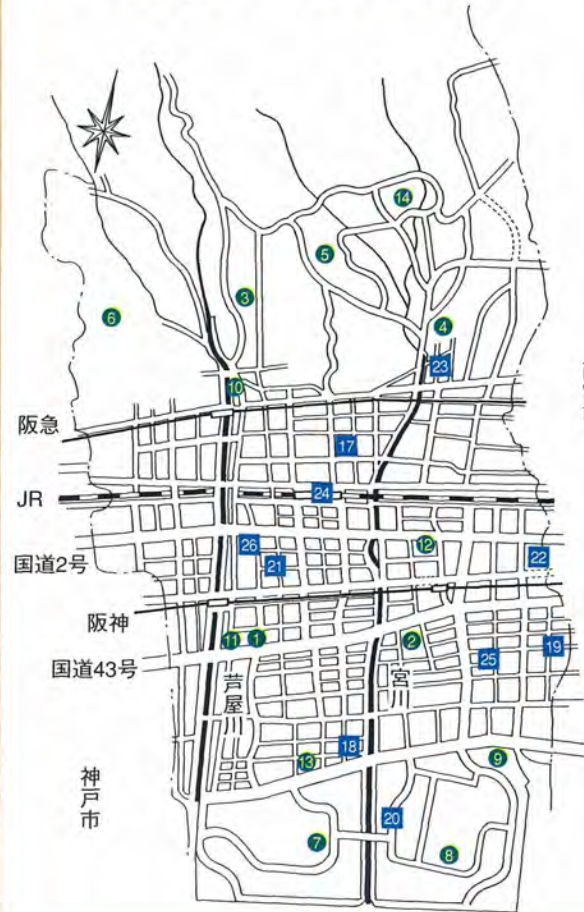
宣言店

次の各店舗は、三月までに申請があり、「ごみ減量化・再資源化推進宣言店」として、街の復興と環境保護を考える店舗としてがんばっております。

アーチ工房、新井商店、池本商店、生駒屋、エース証券、エビス屋、岡田惣菜店、柏井紙文具店、かどや酒店、上條酒店、コスモ証券、小林恒建築事務所、三和ふとん店、神栄石野証券、スーパード、センチュリー証券、高木酒店、高善、多幸八、ダイエー芦屋浜店、ダイエー東芦屋店、東亜工業、西本建設、藤田青果店、ブティックルナ、プリンセス、堀萬昭堂、マキ美容室、ミナミ、盛林電気商会、山一とうふ、山田宝飾店、山村電器、龍ちゃんラーメン芦屋店、理容ソカハラ、理容吉田

牛乳パック・ニカド電池回収箱 設置場所

ニカド電池は、⑪～⑭の場所に回収箱があります



- ① 精道小学校
- ② 宮川小学校
- ③ 山手小学校
- ④ 岩園小学校
- ⑤ 朝日ヶ丘小学校
- ⑥ 三栄小学校
- ⑦ 潮見小学校
- ⑧ 浜風小学校
- ⑨ 打出浜小学校
- ⑩ 山手幼稚園
- ⑪ 市役所
- ⑫ 打出教育文化センター
- ⑬ 図書館
- ⑭ 病院
- ⑮ コープあしや
- ⑯ コープ浜芦屋
- ⑰ コープ打出浜
- ⑱ ダイエー芦屋浜
- ⑲ ダイエー芦屋
- ⑳ ダイエー東芦屋
- ㉑ イカリスーパー
- ㉒ 大丸
- ㉓ 大丸ピーコック
- ㉔ 芦屋市商工会

「こどもエコクラブ」に参加しませんか

「地域の環境」「地球全体の環境」などについて考えてみようという小学生、中学生のみなさん「こどもエコクラブ」に登録しませんか。

最後までがんばると「アースレンジャー」として環境庁から認定されます。

◆会員になるには

- ①小・中学生の数人(二十人程度)のグループを作ってください。
- ②大人の連絡係を決めてください。
- ◆会員になると
- ①会員手帳とメンバーズバッジがもらえます。
- ②ニュースレターが送られてきます。
- ◆申込み等 環境管理課

牛乳パック回収箱の場所が一部変わりました

牛乳パックは良質のパルプで作られており、回収後リットルのパック十枚でトイレットペーパー二個ができます。また、ニカド電池はニッケルとカドミウムという稀少金属として再利用できます。

そこで、芦屋市では、牛乳パックについては、平成三年九月から、ニカド電池は平成四年三月から回収箱を設置して再利用を図っています。

回収箱の設置してある所は右図のとおりです。阪神・淡路大震災による補修工事のため、体育館・市民センターの回収箱は一時的に使用できません。

牛乳パックについては、水洗いして切り開き、良く乾かしてからお持ちください。ニカド電池については、電池のみの回収です。取り外してご持参ください。



守っていますか ごみ出しルール

問い合わせ 環境管理課 ☎38-2051

犬のふんは便器に

平成四年十月から、ごみの収集方法を五分別(可燃ごみ・大型ごみ・カン・ビン・その他不燃ごみ)に変えました。昨年、阪神・淡路大震災以降も市民のみならずのご協力により、ほとんどのところで分別が守られ、この芦屋方式によるごみ収集システムも定着してきました。日々の生活の中で、ごみ出しルールやマナーについて数多くの質問が寄せられると共に、「こんなにごみを出しているとは思わなかった。ごみを減らすよう工夫することにした」とか、「生ごみを減らすために、食事の量を考えたり、野菜を使いきるようにしている」といった声も寄せられています。

市で収集しないごみは次のとおりです。

- 産業廃棄物：事業活動に伴って生じたごみのうち、燃えがら・汚泥・廃プラスチックなどの十九品目をいい、排出事業者自身で処理することとなります。
- 事業系ごみ：飲食店・スーパー・商店等の事業所の事業活動に伴って生じたごみで、市の処理施設へ自ら搬入するか、市長が許可する一般廃棄物処理業者に依頼してください。
- これ以外にも、処理困難物や危険物に対して、次のように取り扱います。

平成八年四月から、不要となった電気冷蔵庫からのフロンガスの回収を開始いたしました。具体的な方法は、ごみステーションに出された冷蔵庫を収集車で回収し、環境処理センターでフロン回収機によって順次回収していく方法です。大型ごみの日に不要となった冷蔵庫をごみステーションに出してください。

一般家庭で使われているフロンガスは冷蔵庫以外では、ルームエアコン、カーエアコン及びスプレー缶が主です。ルームエアコンの買い替えに際しては、そのままですと、フロンガスが大気中に放出されてしまうこととなりますので、必ずルームエアコンの中にフロンガスを回収させたあと、販売店に引き取ってもらってください。

フロンガスはオゾン層を破壊します。地球環境を守るために回収に御協力ください。

◎週のとりちがえないようにしましょう

(例) 平成8年11月

	日	月	火	水	木	金	土
第1週 (その他不燃ごみ)						1	2
第2週 (カンの日)	3	4	5	6	7	8	9
第3週 (ビンの日)	10	11	12	13	14	15	16
第4週 (カンの日)	17	18	19	20	21	22	23
第5週 (その他不燃ごみ)	24	25	26	27	28	29	30



フロンガス回収スタート

具体的な方法は、ごみステーションに出された冷蔵庫を収集車で回収し、環境処理センターでフロン回収機によって順次回収していく方法です。大型ごみの日に不要となった冷蔵庫をごみステーションに出してください。

一般家庭で使われているフロンガスは冷蔵庫以外では、ルームエアコン、カーエアコン及びスプレー缶が主です。ルームエアコンの買い替えに際しては、そのままですと、フロンガスが大気中に放出されてしまうこととなりますので、必ずルームエアコンの中にフロンガスを回収させたあと、販売店に引き取ってもらってください。

フロンガスはオゾン層を破壊します。地球環境を守るために回収に御協力ください。

ごみの分別を確かめてください

- ごみの収集方法は、それぞれの自治体で違っています。分け方をこの中でもう一度確かめて、五種類に分けて出してください。
- 可燃ごみ
 - 生ごみ類：料理くず・残飯・茶かす・果物の皮など。
 - 生ごみ類はよく水を切って出しましょう。
 - 紙くず類：袋・菓子箱・包装紙・紙コップ・ちり紙など。
 - 布類：服・ハギレなど。
 - 再利用できるものは、分別して、集団回収へ。
 - 木くず類：板・棒きれ(長さ50cm以内)
 - プラスチック類：洗剤容器・ビン・ペットボトル・卵のパック
 - 大量の場合は、別途有料収集になります。
- ク・トレイなど。
- その他：かばん・ベルト・くつなどの皮製品・アルカリ電池・マンガン電池など。
- 鉄缶・アルミ缶類：菓子の缶・ジュース缶・ビール缶・缶詰・食用油の缶・のりの缶など。
- 第二週・第四週に収集します。
- ビン類：ジュースのビン・調味料のビン・化粧品類のビンなど。ビンのふたを取って出してください。
- 第三週に収集します。
- ガラス類：電球・ガラス・鏡・コップ(グラス)など。
- 割れたガラスなどは危険の無いよう包んで、それとわかるように出してしてください。
- その他：蛍光灯・体温計・カミソリの刃・包丁・はさみなど(危険の無いよう包んで出してください)
- 第一週・第五週に収集します。
- 家具類：机・椅子・タンス・ベッド・鏡台など。
- その他：布団・カーペット・自転車・三輪車・石油缶・灯油缶(十リットル以上)など
- 四週間に1回収集します。
- 大型ごみの目安は、ポリタンクよりおおく、ごみ収集車(バックカー)で回収します。その投入口に入る大きさまでです。
- ★家庭用は買い換え時期等に業者に引き取ってもらうください。

取り扱いが違います

竹くし：おでんや焼き鳥に使う竹くしは、指を突き刺す危険の無いように、包んでごみ袋の結び目にこまないよう奥の方へ入れて出してください。

●水銀電池
販売店にある回収箱へ。

●ニカド電池(充電式電池)
牛乳パック回収箱に併設した回収箱へ。(ページの地図で①②の場所に設置しています)

●薬ビン(中に入っているもの)
劇薬などは販売店へ相談してください。

不燃ごみは透明な袋で出しませう



阪神・淡路大震災で、被災地ではごみ出しマナーが乱れ困っています。が、本市では分別率八十%を維持しています。

しかし、不燃ごみを透明のビニール袋で出すことは充分守られておりません。不燃ごみ収集の時も、環境処理センターでの資源物の選別の際にも「危険防止のため必要に応じて」

ごみ収集車でごみを回収したあとは、そのままごみステーションに置かず、一旦持ち帰ってつぎの収集日に出してください。

ごみ出しルールに違反して出された、車・タイヤ・一般家庭以外からの廃家電製品等は「不法投棄」となり、警察の取締りを受けることとなりますのでご注意ください。

マナーを守って 住みよい街に

問い合わせは 環境サービス課へ (☎22155)

- 割れたガラスなどは容器に入れるなど、わかるように
- 袋に入れて、きちんと口をしめて
- みんなで協力し、ステーションを美しくしましょう
- 必ず、決められた日時、決められたステーションへ

●袋はポリ袋を使って不燃ごみは透明な袋で

●ごみステーションに車を止めないで

コンポスト購入助成制度で 生ごみの堆肥化を

台所から出る生ごみ類は、水分が八割ほど含まれています。これを土と一緒にすることにより、水分は土に吸収され、生ごみ類は土中のバクテリアの働きで堆肥化されるのが、生ごみ堆肥化容器(コンポスト)です。

ごみの減量化にも役立つ、生ごみ堆肥化容器を購入される場合助成いたします。

▼助成対象
容器(五百五十リットル以下であれば可)を設置し、管理できる市民で、堆肥を自宅で使用できる方。

▼助成額
一基あたり四千円を限度、二基まで助成

▼購入手順
①申請書を環境管理課へ提出してください。
②申請書は環境管理課又は指定販売店にあります。
③申請が認められた方に「通知書」を送ります。
④「通知書」を添えて指定販売店で購入してください。

▼受付期間
④後日指定販売店から配達いたします。
毎年四月一日から翌年一月末日まで。

一光化学スモッグにご注意を

光化学スモッグの発生しやすい季節になりました。五月一日から十月末日まで監視広報体制をとり、光化学スモッグが発生しそうなときや発生したときは、光化学スモッグ予報や注意報などを発令します。この場合、公共施設に広報旗や広報板、テレビ・ラジオなどの放送を通じて注意を呼びかけます。発令した時は、次のことにご注意ください。

- ① できるだけ外出を控え、屋外での運動を避ける。
- ② 目やのど・鼻に痛みを感じたときは、洗眼やうがいを行う。
- ③ 症状のひどい人は、医師の手当を受ける。

資源ごみ集団回収団体に登録しませんか!

ごみの減量化を図り、限りある資源の再利用に役立つ集団回収にご参加下さい。

- 登録資格
 - ▼20世帯以上が参加
 - ▼月1回以上定期的に回収を行う
- 回収品目
古新聞・段ボール・雑誌・牛乳パック・古布・缶・ビン等
- 報奨金
回収された重量1キロにつき5円の報奨金を交付します。

※これまでに170団体が登録され活動を行っています。

低公害車購入助成制度について

芦屋市では、環境にやさしい低公害車の普及に取り組んでいます。市内の事業者の方で低公害車を購入される場合に助成をしますので環境管理課までご相談ください。

- ◆助成対象車
 - ・電気自動車(購入の場合)
 - ・天然ガス自動車(リースの場合)
- ◆対象者
市内に事務所・事業所を有する個人又は法人
- ◆助成額
 - ・電気自動車：216万8千円を限度
 - ・天然ガス自動車：リース料の4分の3

ご利用ください

問い合わせは 環境管理課 38-2051

住みよい環境づくり

最近、特に目に付く困りもの。タバコや空き缶のポイ捨て、犬のふん。

汚した人は、何も感じていないのでしょうか。

自治会の方やボランティアの方が、清掃活動をしておられますが、なによりも「汚さない」ことが基本です。



ペットは正しく飼いましゅう

私たちは、犬は好きですが、ふんは好きではありません！

マナーを守った飼育の方

犬やねこに対する苦情や要望が、数多く市や保健所に寄せられています。

ペットのすることを飼い主は目に見ても、周りの人にとっては迷惑なことです。

ペットのしつけと、ふんの後始末は、飼い主の当然のマナーです。

一度、周囲に迷惑をかけていないか点検し、正しく、マナーを守った飼育方を心がけましょう。

犬を散歩させるときのマナー

犬にとって、散歩が一番の楽しみです。

空き地の適正管理にご協力を

草ぼうぼうの空き地は、ネズミや害虫の生息場所になったり、雑草を食べるドクガの幼虫が発生したり、不法投棄によるごみ捨て場にもなったりします。

市では、毎年二回、一斉に空き地の管理者のかたに空き地の適正管理をお願いしています。

迷いねこにしないため

「うちのねこがいなくなった。」と、問い合わせをしてくださる方がいます。

ねこの行動半径は数百メートルと、言われています。迷子になったときのために、首輪と迷子札を付けてみてはいかがでしょうか。



子ねこや子犬は大切に育てましょう

引き取り制度があります。(下欄)

「ねこの引き取り制度」参照

ごみのポイ捨てはしないで!

本市でも、食品の容器やタバコの吸殻等のポイ捨てごみが、路上に散らばっています。

「廃棄物処理法」や「道路法」でも、汚すことが禁止されており、違反をした人に罰金を科すことも定められています。

しかし、基本的には、一部の心ない市民のかたや他市から来られたかたの自覚に訴えるほかありません。

犬・ねこの引取り制度

県や市では、犬・ねこの引き取り制度を実施しています。やむを得ない事情で飼えなくなった動物は、絶対に捨てたりせず、この制度を利用してください。

犬の引取り

●日時：毎週火・金曜日午前九時から十時まで(ただし、祝日を除きます)

●場所：芦屋保健所(芦屋市公光町一番二十三号)

●費用：生後九日以上犬は、一頭につき千七百円。生後九十日以下の犬は、十頭まで千七百円

●持参するもの：①鑑札②注射済票③印鑑

ねこの引取り

●日時：毎月第三水曜日午前十時から十時三十分まで(休日の場合などは、次のように変更します)

●場所：市役所南館玄関横

●費用：生後九日以上ねこは、一匹につき千七百円。生後九十日以下のねこは、十匹まで千七百円(十匹を越える毎に千七百円加算)

※飼い主のいない拾得ねこは無料

愛がん動物の引取り

●手続き：生活環境部環境管理課へ申込みをしてください。手続き後、市から獣医さんへの依頼書をお渡ししますから、ペットを連れて所定の動物病院へ行ってください。

●費用：大犬 一匹 六千円
中犬 一匹 五千円
小犬・成ねこ 一匹 四千円
子犬・子ねこ 三匹まで 三千円
(二匹増す毎に五百円加算)

問い合わせ

●兵庫県芦屋保健所(☎077-7077)
●芦屋市生活環境部環境管理課(☎2050)